

随意契約及び比較見積省略理由書

大和川下流流域下水道 錦郡中継ポンプ場外 汚水ポンプ電気設備外補修工事

本工事は、錦郡中継ポンプ場及び長野中継ポンプ場に設置されている汚水ポンプ電気設備外が経年劣化により不具合が発生しているため、不良部品の取替を行い、本来の機能を回復させるものである。

当該設備は、いわゆる汎用設備ではなく、錦郡中継ポンプ場及び長野中継ポンプ場用に特別に設計・製作されたものであり、独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース（情報信号の固有のやりとり）など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されている。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した株式会社安川電機から補修業務を事業承継された安川オートメーション・ドライブ株式会社以外にないため、大阪府との契約窓口である同社大阪支店より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとする。